破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７７９９号
東京都葛飾区四つ木５丁目６番24号
債務者　株式会社サンアローズプレイティング
代表者代表取締役　宮島　隆行
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　義弘
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４号
福島県福島市西中央３丁目31番地の１
債務者　有限会社ビーコーポレーション
代表者代表取締役　阿部　敏博
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　破産債権の届出期間　平成25年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後１時30分
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１１００号
名古屋市西区那古野２丁目１番３号
債務者　有限会社ミスズフアブリック
代表者取締役　三浦　文惠
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北口　雅章
4　破産債権の届出期間　平成25年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４０号
名古屋市中村区名駅５丁目33番21号
債務者　株式会社Ｎｅｌｓｏｎ　ＦＡＲＥＡＳＴ
代表者代表取締役　松下真美子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鋤柄　　司
4　破産債権の届出期間　平成25年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1055番地の９
債務者　財団法人湯浅町開発公社
代表者理事　中　　美二
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪本　康文
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前10時15分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６３０号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目７番13号
債務者　株式会社トイックス
代表者代表取締役　鍛治　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島のり子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７９号
東京都町田市森野３丁目12番10号
債務者　株式会社ティーホーム
代表者代表取締役　土屋　　淳
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　典子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１３号
北海道函館市港町１丁目33番８号
債務者　梅津株式会社
代表者代表取締役　三ツ石勝美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成25年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前10時
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２５号
群馬県富岡市七日市343番地の４
債務者　株式会社相川製作所
代表者代表取締役　相川　高峰
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
4　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時40分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５５号
兵庫県西脇市西脇940番地
債務者　敷幸株式会社
代表者代表取締役　竹中　哲夫
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成25年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１６２号
群馬県前橋市表町１丁目５番３号
債務者　株式会社上條商会
代表者代表取締役　上條　　清
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９４号
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町326番地３
債務者　株式会社群馬小野口
代表者代表取締役　渡邉　　浩
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７５号
福島県伊達市保原町上保原字内山台９番地１
債務者　深谷　友紀
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東城　輝夫
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
福岡県みやま市瀬高町長田2850、住民票上の住所福岡県柳川市旭町36番地
債務者　橋本　芳子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　康之
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係